

新たに大学生年代になるこどもと

既に大学生年代で令和7年3月に卒業するこどもがいる場合

手当額イメージ（例）

令和7年3月分（受給者が養育・監護しているこどもが3人の場合）

（第1子）



（第2子）



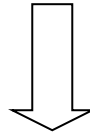
（第3子）



専門学生2年（手当額**0円**） + 高校3年（10,000円） + 小学2年（**30,000円**）

監護申立の申請がない場合・・・

令和7年4月分（令和7年6月支払）から



（第1子）

カウント
対象外

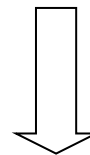
カウント
対象外



社会人（手当額**0円**） + （新）大学生年代（**0円**） + 小学3年（**10,000円**）

監護申立書を申請すると・・・

令和7年4月分（令和7年6月支払）から



（第1子）



（第2子）



（第3子）



社会人（手当額**0円**） + （新）大学生年代（**0円**） + 小学3年（**30,000円**）

大学生年代になると、手当は支給対象外となりますが、「監護申立書」を提出した場合に第1子としてカウントされるため、高校生年代以下（第3子）の手当額が変更されます。